

イギリスの2010年憲法改革及び統治法(2)

—条約の批准—

海外立法情報課 三野 功晴

【目次】

はじめに

I イギリスにおける条約の締結

- 1 条約
- 2 条約の締結
- 3 条約の締結権者—行政府と立法府
- 4 条約の執行方法
- 5 ポンソンビー・ルール

II 法制定の経緯

III 法第2章の概要

おわりに

翻訳：2010年憲法改革及び統治法(2010年法律第25号)

第2章

はじめに

前回(250号, 2011.12, pp.71-103)に引き続き、イギリスの「2010年憲法改革及び統治法」(2010年法律第25号(Constitutional Reform and Governance Act 2010, (2010, c.25))。以下「法」という。)について紹介する。今回は、条約の批准に係る規定を設けた第2章について解説し、末尾に係る条文の翻訳を付す。

条約は国際法の一つであり、国家の枠組みの中で制定・実施される通常の法とはその存立基盤も構成も著しく異なる。憲法その他の国内法との関係をどのように定めるかも、国によってさまざまであり、条約の締結権の所在、国家の代表者の権限等の要素も絡めると、国ごとに非

常に複雑な制度的枠組みがある。今回の法の制定の結果その一部が成文法により規定されたイギリスにおける条約の締結手続について、法第2章の成立の経緯と意義を整理してみたい。

I イギリスにおける条約の締結

1 条約

国連国際法委員会が定め、現在世界111か国が加盟している「条約法に関するウィーン条約」(以下「条約法条約」という)⁽¹⁾では、条約とは、「国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意(単一の文書によるものであるか関連する二以上の文書によるものであるかを問わず、また、名称のいかんを問わない。)をいう」(第2条第1項(a))ものとされている⁽²⁾。国際約束(2以上の国際法上の主体が公的な権利義務関係を設定する合意であって、それに拘束されることについて同意したもの)の典型である。

現在イギリスが行う条約の締結も、国際法上は、この「条約法条約」によって規律されている。これは、条約に関する一般条約で、「条約」、「協定」、「憲章」、「議定書」等名称のいかんを問わず、国家間の条約すべてについて、その締結手続及び効力発生、その遵守、適用及び解釈、その改正及び修正、その無効、終了及び運用停止等について定めたものである。「条約法条約」は、国と国以外の国際法上の主体との間において又は国以外の国際法上の主体の間において締

(1) Vienna Convention on the Law of Treaties.1969年作成、1980年発効。条約本文は〈http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/conventions/l_1_1969.pdf〉。以下、インターネット情報は2012年2月29日現在である。

(2) 条約法条約日本語公定訳(昭和56年条約第16号)による。〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S56-0581_1.pdf〉及び〈http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S56-0581_2.pdf〉を参照。

結される国際的な合意及び文書の形式によらない国際的な合意については適用されないが(第3条)、国際機関の設立文書である条約及び国際機関内において採択される条約については適用される(第5条)。なお、条約の締結主体が国際機関である場合については、未発効ではあるが「国と国際機関との間又は国際機関の間の条約法に関するウィーン条約」⁽³⁾において、「条約法条約」と同様に定められている。

2 条約の締結

交渉国の代表者同士が条約文を作成した後、国家間の約束として確定することで条約が締結されるが、代表者による署名(調印)と同時に条約の締結が完了する場合と、批准して初めて条約の締結が完了する場合とがある。

批准とは、条約に拘束されることについての国の同意を国際的に確定する行為をいう。批准は、国家の代表者が条約に署名した後、本国の権限ある機関が条約の内容を審査し、条約の締結への最終的な意思決定を行う機会を与えるという機能を果たす⁽⁴⁾。かつて交通・通信が未発達だった時代には、遠隔地で条約交渉が行われた場合、代表者が合意内容を本国に持ち帰って検討する機会が必要であったことから、批准という手続が形成された。近代以降は、交通・通信手段が発達してその必要は薄れた一方で、国

民の意思を政治や外交に反映させる要求が高まったことから、国民を直接代表する立法府が条約内容を審査する機会を確保するために、批准の制度が利用されてきた。⁽⁵⁾

現在、条約は、一般に署名と批准の二段階の手続を踏んだあと発効するとされているが、近年では、手続の迅速を期して署名のみで発効する簡略方式の条約も増加している。⁽⁶⁾

3 条約の締結権者—行政府と立法府

すべての国家が条約を締結する権能を保有しているが、条約の締結権がどの機関に属するかは各国の国内法の定めるところによる。通常、元首あるいは外交権を持つ行政府の長が条約の締結権者であるとされている。しかし、今日では、民主的コントロールの確保という観点から、議会の同意や承認を要件とする国が多くなっている。実質的にみると、条約の締結権が行政府と立法府とに二元化される傾向が見受けられる。⁽⁷⁾

日本国憲法は、原則として条約の締結前に国会の承認を経ることを要する旨を定めており⁽⁸⁾、米国連邦憲法も「条約は上院の3分の2以上の同意と助言を得て大統領が締結する⁽⁹⁾」と定めているなど、条約の締結のプロセスに議会が関与する方式は一般的に見られる。これは、対外関係の安定・国益の確保の観点から行政府がまとめた条約の内容について、立法府が国内法制

(3) Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations. 1969年5月23日採択。1980年1月27日効力発生 (<http://treaties.un.org/doc/Publication/MTDSDG/Volume%20II/Chapter%20XXIII/XXIII-3.en.pdf>)

(4) 国際法学会編『国際関係法辞典(第2版)』三省堂, 2005, pp. 483-484.

(5) 杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣, 2008, p.124; 田畑茂二郎『国際法新講 上』東信堂, 1990, pp.341-342; 国際法学会 前掲書, pp.483-484. 参照。

(6) わが国では、内閣が「外交関係を処理する」職務(日本国憲法第73条第2項)の一環として議場に諮らず閣議決定を経るのみで締結する条約を、「行政協定」(もしくは「行政取極め」と呼び、国会による承認の手続を踏む「条約」(「国会承認条約」ともいう)と呼称上区別することもある。国際法学会 前掲注(4), p.182; 筒井若水編『国際法辞典』有斐閣, 1998, p.65 参照。

(7) 杉原高嶺ほか『現代国際法講義』有斐閣, 1992, p.292; 杉原 前掲注(5), pp.122-123; 国際法学会 前掲注(4), p.480 参照。

(8) 第73条第3号。

(9) 第2条第2節第2項。(http://www.senate.gov/civics/constitution_item/constitution.htm#a2_sec2)

との整合性の観点から審査する仕組みであると見ることが出来る⁽¹⁰⁾。

これに対しイギリスの場合には、憲法慣習により、条約の締結権は国王大権に帰属し、国王が外務大臣⁽¹¹⁾の助言を得て条約を締結するものとされてきた⁽¹²⁾。条約の締結に関し議会の公式の役割は与えられていなかった。国王が直接政治に関与しない現代にあつては、行政府が事実上単独で条約の締結権を行使してきたというのが実態である⁽¹³⁾。

ただし、イギリスにおいても、必ずしもこのことが締結された条約を直ちに国内で執行することを意味するものではない。この点を次項で整理してみたい。

4 条約の執行方法

締結された条約を国内法に編入して執行する方法は、これもまた国によって異なり、次の3方式に大別することができる。⁽¹⁴⁾

- (A) [編入・一般的受容] 締結した条約は、自動的に国内で適用され、改めて議会の承認や公布等特段の国内措置を必要としない方式である。
- (B) [執行指示] 議会による条約の承認等、国内の法適用機関に対して指示・命令を与え

る特定の国内措置により、条約をそのまま適用することができるとする方式である。

- (C) [変型] 条約を国内に適用・執行するために、その内容が個別に制定された国内法令に変型される方式である。

日本や米国は(A)に当たり、これら両国では、原則として条約の締結前に議会の承認を得る必要があるものとされているのはすでに見たとおりである。イギリスは(C)に当たるが、たとえ正規に批准され、国際法上イギリスを拘束するようになった条約であっても、更に議会がそれを国内法に変型しない限り、国内的効力を有しない⁽¹⁵⁾。

この方式の差異と、先述の条約締結主体の国ごとの差異とを区分した上で、これらを組み合わせて考えれば、次のようにまとめられる。

日本や米国では、条約の締結の前に批准手続の段階で議会の同意を得なければならない⁽¹⁶⁾ものの、締結された条約はそのまま国内法に編入される⁽¹⁷⁾。(この度の立法以前の)イギリスでは行政府が議会の同意なしに条約の締結を行えるものの、締結された条約を国内で執行するには議会での立法を経なければならない。したがって、イギリスにおいても、条約を国内において執行するためには、原則として議会の同意

(10) 山本草二『国際法』有斐閣, 1985, p.106.

(11) Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs を外務大臣と訳した。

(12) Rodney Brazier, *Ministers of the Crown*. Oxford: Clarendon, 1997, p.203.

(13) *ibid.*, p.210.

(14) 学説により分類呼称は様々であるが、ここでは山本 前掲注(10), p.92 に従った。なお、pp.100-106 参照

(15) 実際に、議会制定法がないことを理由に、国際慣習法の国内的効力が裁判で否定された事例もある。山本 前掲注(10), pp.92, 94, 101. 参照。

(16) 行政協定については、議会の同意を得る必要はない。日本で内閣が単独で行政協定を締結する根拠は、憲法第73条第2号で内閣の職務を「外交関係を処理すること」と規定していることに求められている。米国では憲法上明文の規定はないが、議会承認を要しない行政協定を締結する権限を行政府に認めている。国際法学会 前掲注(4), p.182. 参照。

(17) ただし、条約が自動的に国内法として受容され、国内的効力を生ずる場合であっても、内容上そのままの形で直接に実施され得ない条約であれば、実施のために別途国内法を制定する必要があることもある。たとえば、条約内容が個人の権利義務の設定としての確定性を有しないときである。なお、条約文そのままでも国内の裁判所・行政機関の判断根拠として適用できる条約を「自動執行条約」という。国際法学会 前掲注(4), p.437 ; 筒井 前掲注(6), p.171 ; 山本 前掲注(10), pp.104-105 ; 杉原ほか 前掲注(7), p.34 参照。

が必要といえよう。

さらに、運用の実際においても、イギリスと他国との差異はそれほど大きくはない。これは、次のような事情により、結果的に議会在条約の締結プロセスに影響力を行使し得る機会が少なくなかったからである⁽¹⁸⁾。

- (1) 条約が歳入に影響する場合や、条約を履行するために国内法を改正する必要がある場合には、議会在通常の国内法立法手続により可否を決めるため、条約の締結は議会の同意を得つつ進める必要がある。
- (2) 条約の締結後に各国内で反対に遭い執行が滞るリスクを避けるために、条約を交渉する機関同士が事前の議会承認を条約の要件としている場合がある。
- (3) 批准を要する条約の場合はポンソンビー・ルールによって事前に議会在諮ることとなっている。
そこで、次にこのポンソンビー・ルールについて瞥見する。

5 ポンソンビー・ルール

先述のとおり、かつてイギリスでは条約の締結プロセスに議会的関与を定める法令はなかったものの、政府と議会的との憲法慣習によって、批准を要する条約については批准の21日以上前に政府がコマンド・ペーパー (Command

Paper)⁽¹⁹⁾の形式で議会在提出すること、また国を拘束する可能性のあるその他すべての国際的な取極めを議会在告知することが、実践されてきた。この憲法慣習は創始者アーサー・ポンソンビー (Arthur Ponsonby: 第一次ラムゼイ・マクドナルド内閣の外務政務次官) の名をとりポンソンビー・ルールと呼ばれ、1924年以降⁽²⁰⁾、議会在条約の締結プロセスに関与する機会を保障してきた。このルールは、第一次世界大戦を教訓に秘密条約を撤廃して行こうとする国際的な条約公開の潮流に対応したものでもあった⁽²¹⁾。

1997年からは、提出する条約に解説資料 (explanatory memorandum) を付すことも慣習となった。また2000年の政府答弁では、政府は要請があれば状況の許す限り条約に関する審議時間を確保する義務を負うこととしている⁽²²⁾。議会在政府の条約の締結に反対する議決を行った場合には、政府は議会对し更に説明を行わなければならない。

ただし、議会在反対しても政府の条約の締結が違法となるわけではなく、議会在条約の締結に反対する議決に法的拘束力はなかったため⁽²³⁾、このルールは厳密には議会的の同意を求める制度ではなく、後の立法措置の円滑化を図るための仕組みと解されてきた⁽²⁴⁾。

そこで、条約の締結の民主的統制を強化するために、条約の締結プロセスへの議会的関与を公

(18) Arabella Thorp, "Parliamentary scrutiny of treaties: up to 2010", *Standard Note*. SN/IA/4693, Last updated: 25 Sep. 2009, p.7.

(19) イギリスで、政府が議会在提出する討議資料。国王の命令(「コマンド」)により提出されたことからこう呼ばれる。

(20) ただし、1924年11月～1929年6月のボールドウィン内閣では一時停止され、その後再開された。

(21) Foreign and Commonwealth Office, *Note on the Ponsonby Rule*. 2011, p.2. <<http://www.fco.gov.uk/resources/en/pdf/3706546/23166603/TrPonsonbyRule>>, <<http://www.fco.gov.uk/en/publications-and-documents/treaties/practice-procedures/>>

(22) Government response of 31 October 2000 to the House of Commons Procedure Committee's Second Report of Session 1999-2000, *Parliamentary Scrutiny of Treaties*, HC210 <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm199900/cmselect/cmproced/990/99003.htm>>; Explanatory Notes for Constitutional Reform and Governance Act 2010, para. 33, <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/notes/division/4?view=extent>> 参照

(23) Explanatory Notes for Constitutional Reform and Governance Act 2010, para. 33, <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/notes/division/4?view=extent>> 参照

(24) 杉原 前掲注(5), p.127 参照。

式に法令化し、拘束力あるものにすべきであるという提案が、2007年の緑書『英国の統治』⁽²⁵⁾で取り上げられ、このたび「2010年憲法改革及び統治法」に盛り込まれることとなった。同法第2章で定められた条文は、ポンソンビー・ルールを成文化し、議会による条約の審議に法的根拠を与えるものである。

II 法制定の経緯

2007年7月の緑書『英国の統治』は、民主主義の強化のために首相や行政府の権限を制限することを柱とした政府提案である⁽²⁶⁾。イギリスでは従来、国王大権の名目で、事実上は政府や大臣がさまざまな権限を行使してきたが、こうしたあり方は現代の民主主義にはそぐわないとして、権限の一部を議会や一般国民に移譲することを謳ったものである。背景には、特に先のイラク戦争において、事実誤認と戦後処理の失策のため政府への不信が高まり、政府が単独で国際政治上の重要な決定を行い得る体制を改革することが強く求められていたという状況があった⁽²⁷⁾。

この改革の一環として、大権事項として行政

府が行っている条約の締結に対して議会によるチェック機能を強めることが提案された。具体的には、ポンソンビー・ルールとして実践されている議会の条約の締結プロセスへの関与に対して法的基盤を与え、より確実なものにすることを検討するというものであった⁽²⁸⁾。

2007年10月に法務省が出した意見公募書『戦争権限と条約—行政権を制限する』⁽²⁹⁾では、その手法としてポンソンビー・ルールを法制化する案が提示され、2008年1月の上院での意見聴取でも賛成が多数を占めた⁽³⁰⁾ことから、2008年3月の「憲法再生法案草案」⁽³¹⁾に、ポンソンビー・ルールを明文化した条項が盛り込まれた。

草案での各条項は、基本的には既に実践されてきたポンソンビー・ルールを法制化したものであったが、相違点もある。ポンソンビー・ルールでは両院のいずれが条約の締結に反対しても何ら法的な効力はなかったが⁽³²⁾、草案第21条では下院の議決が政府の条約の締結行為に対し法的拘束力を有する（下院が条約案を否決したときは、これに反して政府が条約を締結することはできない）旨の規定があり⁽³³⁾、この点は法第20条第4項に盛り込まれた。

(25) Ministry of Justice, *The Governance of Britain*, Cm7170, July 2007, pp. 19-20. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf>>

(26) 廣瀬淳子「ブラウン新政権の首相権限改革—イギリス憲法改革提案緑書の概要と大臣規範の改定—」『レファレンス』684号, 2008.1, pp.50-53 参照。

(27) 岡久慶「緑書『英国の統治』—新政権による憲法改革案」『外国の立法』2007.8.10, (事務用資料) 参照。

(28) Ministry of Justice, *op. cit.* (25), p.20.

(29) Ministry of Justice, *War powers and treaties: Limiting Executive powers*, Consultation Paper CP26/07, October 2007, p.80. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm72/7239/7239.pdf>>

(30) Ministry of Justice, *The Governance of Britain – Constitutional Renewal*. Cm 7342-I, March 2008, pp.37-41. <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm73/7342/7342_i.pdf> ; Ministry of Justice, *The Governance of Britain – Analysis of Consultations*. Cm 7342-III, March 2008, pp.54-58. <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm73/7342/7342_iii.pdf>

(31) Ministry of Justice, *The Governance of Britain –Draft Constitutional Renewal Bill*. Cm 7342- II, March 2008. <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm73/7342/7342_ii.pdf>

(32) *op. cit.* (23), para. 8.

(33) Ministry of Justice, *op. cit.* (31), pp.9-10. 上院のみが否決した場合には、政府は更なる説明書を提出しなければならないが、条約締結の手続を進めることができる。下院の否決のみに政府の条約締結を妨げる効力を持たせた理由については、「条約案審議における上院の重要性を認識しつつ、下院の優越を尊重したもの」と説明されている。Ministry of Justice, *op.cit.* (30), p.39 (para.158).

また、議会開会日21日間の審議期間が不十分であった場合に延長することを認める規定は、草案にはなかったが、両院合同委員会からの指摘を受けて法案に盛り込まれ³⁴⁾、実現した。

なお、この他に、議会の反対があった場合にのみ政府の条約の締結行為が制限される方式ではなく、常に議会の賛同を必要とする方式に修正すべきであるという意見や、政府が特定の条約を議会の審議にかけないと決定したときには委員会を設置すべきであるとする修正案が提出されたが、ともに審議時間が膨大になること等を理由に否決された。既にポンソンビー・ルールで実践されてきた「条約提出時の解説資料添付」を法にも盛り込むべきであるとする修正案は可決された。³⁵⁾

Ⅲ 法第2章の概要

法第2章は、第20条から第25条までの全6条から成る。

政府が条約を批准しようとするときには、批准前に承認案を議会に提出し、その審議期間を経過しなければならない(第20条第1項。以下引用条項は、特に断りのない限り法の条項である。)。これには、条約(案)の存在を事前に公開することと、それを審議する機会を議会に与えることという二つの意味がある。提出後、開会日21日間の内に両院が承認案を否決しなければ、政府は批准手続を進めることができる(同条第2項)。

下院が否決した場合は、政府は更に説明書を

提出し、再び開会日21日間の下院の審議期間の経過を待たなければならない(同条第3項及び第4項)。上院だけが否決した場合には、政府は条約の締結の必要性に関して更に説明書を提出しなければならない(ただし、当該説明書を提出したときは、当該条約を批准することができる。同条第7項及び第8項)。この、開会日21日間を一区切りとする審議期間は、何度でも延長することができる(第21条第5項)。

政府が議会の賛否にかかわらず批准すべきであると考えられる条約については、議会の審議を経ずに批准することも、特例的に可能である。ただし、一度議会に否決された後でこの特例を適用することはできない(第22条第2項)。

また、議会制定法での承認を批准の条件にしているような条約や、租税に関する取極め、海外領政府が独自の権限で締結する条約などについては、審議の機会が他で保障されていることから、もともとポンソンビー・ルールの対象外であり、今回の成文化にあっても適用除外とされている(第23条)。

この他に、条約の批准承認案の提出の際には解説資料を付すこと(第24条)、条約及び批准の用語の定義(第25条)も、同章で定められている。

以上のように、法第2章では、政府が批准しようとする条約について、議会がどの段階でどのように審査することができるか、また議会の審査が政府をどう拘束するかが、定められている。なお、第20条は、「条約は、…のとき、批准することができる('... a treaty may be

³⁴⁾ Ministry of Justice, *Government response to the report of the Joint Committee on the Draft Constitutional Renewal Bill*, July 2009. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm76/7690/7690.pdf>>

³⁵⁾ Oonagh Gay and Lucinda Maer, "Constitutional Reform and Governance Bill: Committee stage report," House of Commons Library, *Research Paper*. 10/18, 25 February 2010, pp.10-11. <<http://www.parliament.uk/documents/commons/lib/research/rp2010/rp10-018.pdf>> ; Oonagh Gay, "Remaining stages of the Constitutional Reform and Governance Bill 2009-10" House of Commons Library, *Standard Note*. SN/PC/05379, last updated at 14 April 2010, p.10. <<http://www.parliament.uk/documents/commons/lib/research/briefings/snpc-05379.pdf>>

ratified if...')」ではなく、「条約は、…でなければ批准してはならない ('... a treaty is not to be ratified unless...')」という文言になっており、政府の権限に対して加えられる「制約」のみを定めている。また、この法律は、条約の締結権を新たに政府の権限とするか従来どおり国王大権とするかその帰属に関する定めがない。この点から、今回の立法は、新たに行政の権限（若しくはその根拠）を規定するものではなく、あくまでも既存の憲法慣習に法的根拠を与えることに主眼があると見られている。³⁶⁾

おわりに

「国王大権による条約の締結」「条約を議会の審議にかけない」等、従前のイギリスの制度は

一見かなり独自なものであったが、その後、ボンソンビー・ルールという憲法慣習を確立するなどして実質的には他の国々と同様の民主的コントロールを行ってきた。今回の法の制定は、①これまで慣習で行われていた民主的コントロールに法的基盤を与え、実効性を付与した点のみならず、②そもそもコモン・ローの国イギリスでは慣習を成文化すること自体が法の近代化の一側面として意義があるといえよう。

今回の法により、条約（案）を締結前に議会在審議することが定められたが、条約の締結後に議会在条約の国内執行のための立法を行う体制は変わらない。今後、条約の締結後における議会的関与がこれまで以上に実務的な「変型」作業に重心を移していくか否か、注目される³⁷⁾。

(みの こうせい)

³⁶⁾ Jill Barret, "The United Kingdom and parliamentary scrutiny of treaties: recent reforms," *International and Comparative Law Quarterly*, vol.60 n.1 (Jan. 2011) pp. 225-245.

³⁷⁾ ちなみに、締結された条約をそのまま「受容」する日本でも、その条約が自動執行条約でない限り、国内法を制定しなければこれを実施することができない。注(17)を参照。

2010年憲法改革及び統治法（2010年法律第25号）—第2章—

Constitutional Reform and Governance Act 2010 (2010 c.25)

海外立法情報課 三野 功晴訳

【目次】

第2章 条約の批准

- 第20条 批准前の条約提出義務
- 第21条 21開会日の〔審議〕期間の延長
- 第22条 第20条の特例
- 第23条 第20条の規定の適用除外に係る条約
- 第24条 解説資料
- 第25条 「条約」及び「批准」の定義

【凡例】

訳文中〔〕内の語句は、訳者が補ったものである。

第2章 条約の批准

第20条 批准前の条約提出義務

- (1) 次項以下に規定する場合を除き、条約は、次に掲げる要件を備えるものでなければこれを批准してはならない。
 - (a) 大臣が条約の写しを議会にすでに提出していること。
 - (b) 大臣が適切と認める方法により条約をすでに公表していること。
 - (c) 両議院のいずれもA期間の範囲内にその条約の批准の承認案の否決をすることなくA期間が経過していること。
- (2) A期間は、第1項(a)の要件が満たされた日後最初の開会日から起算して21開会日を経過する日までの間とする。
- (3) 第4項から第6項までの規定は、A期間の範囲内において（上院が否決をしたかどうかにかかわらず）下院が否決をした場合について、適用する。
- (4) 次に掲げる条件〔すべて〕に適合する場合には、条約を批准することができる。

- (a) 大臣が条約を批准すべき旨の意見を示すとともに、その理由を説明する書面を議会に提出していること。
- (b) 下院がB期間の範囲内にその条約の批准承認案を否決をすることなくB期間が経過していること。
- (5) B期間は、第4項(a)の要件が満たされた日後最初の開会日から起算して21開会日を経過する日までの間とする。
- (6) 第4項(a)の書面は、当該条約に関し2回以上提出することができる。
- (7) 第8項の規定は、次に掲げる条件〔すべて〕に適合する場合について適用する。
 - (a) 上院が第1項(c)の否決をしていること。
 - (b) 下院が第1項(c)の否決をしていないこと。
- (8) 大臣が条約を批准すべき旨の意見を示すとともに、その理由を説明する書面を議会に提出した場合には、条約を批准することができる。
- (9) 〔この章において〕「開会日」とは、両議院がともに開会している日をいう。

第21条 21開会日の〔審議〕期間の延長

- (1) 大臣は、1の条約〔の批准〕に関し、第20条第1項(c)の期間を21開会日以内に限り更に延長することができる。
- (2) 大臣は、次に掲げる事項を記載した書面を議会に提出することにより、前項の延長を行う。
 - (a) 〔当該〕期間を延長すべきこと。
 - (b) 延長すべき期間
- (3) 書面の提出は、延長前の期間が経過する前に行わなければならない。

- (4) 大臣は、適切と認める方法により書面を公表しなければならない。
- (5) 期間は、2回以上延長することができる。

第22条 第20条の特例

- (1) 第20条の規定は、同条の要件を満たさない条約であって大臣が特例的に批准すべき旨の意見を示すものについては、適用しない。
- (2) 両議院のいずれかが第20条第1項(c)に規定する否決をした後は、第1項の規定によって条約を批准することができない。
- (3) 大臣が第1項の規定により条約を批准すべきであると決定したときは、大臣は、条約の批准前に、又は批准後可能な限り速やかに、次の行為を行わなければならない。
 - (a) 議会に条約の写しを提出すること。
 - (b) 大臣が適切と認める方法により条約が公表されるようにすること。
 - (c) 第1項の意見を示すとともに、その理由を説明する書面を大臣が議会に提出すること。

第23条 第20条の規定の適用除外に係る条約

- (1) 第20条の規定は、次の種類の条約については、適用しない。
 - (a) 2002年欧州議会選挙法第12条に規定する条約（議会制定法により承認されない限り批准されない条約であって、欧州議会の権限の強化を定めるもの）
 - (b) 2008年（改正）欧州連合法第5条に規定する条約（議会制定法により承認されない限り批准されない条約であって、創設条約を改正するもの）
- (2) 第20条の規定は、次に掲げる規定に基づいて、条約に関し制定することができる勅令に係る当該条約については、適用しない。
 - (a) 1984年相続税法第158条（二重課税条約（double taxation conventions））

- (b) 2010年租税（国際規定その他の規定）法第2条（二重課税取極め（double taxation arrangements））
- (c) 2006年財政法第173条（国際的租税執行取極め（international tax enforcement arrangements））
- (3) 第20条の規定は、英国海外領チャネル諸島又はマン島のいずれかの政府が（連合王国政府が付与した権限により）締結した条約については、適用しない。
- (4) 第20条の規定は、同条の施行前に女王陛下の命により議会にその写しが提出された条約については、適用しない。

第24条 解説資料

この章の規定に基づいて条約を議会に提出する際に、大臣は、条約の各規定、政府が条約の締結を求める理由その他大臣が適切と認める事項を説明した解説資料を添付しなければならない。

第25条 「条約」及び「批准」の定義

- (1) この章において「条約」とは、次の要件を満たす書面による合意をいう。
 - (a) 国と国との間又は国と国際機関との間で締結されたものであること。
 - (b) 国際法上の拘束力を有すること。
- (2) 「条約」には、条約の規定に基づいて制定された規則、規程、措置、決定その他これらに類する文書を含まない（条約（の全部若しくは一部）を改正するもの又はその（全部若しくは一部の）廃止後これに代わるものを除く。）。
- (3) この章において条約の批准とは、連合王国が当該条約に拘束されることについての同意を国際法上の事項として確定的なものとする行為であって、第4項 [(a)及び(b)] に掲げるものをいう。

- (4)〔第3項に規定する〕行為は、次の2種類とする。
- (a) 批准書、加入書、承認書又は受諾書の寄託又は交付
- (b) 国内手続が完了した旨の通告書の寄託又は交付
- (みの こうせい)